特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進法に関する事務					
②事務の概要	健康増進法に基づく健康診査等の事業を実施する。生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。 健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。					
③システムの名称	①健康管理システム、②番号連携サーバー、③中間サーバー、④ガバメントクラウド、⑤EUCシステム					

2. 特定個人情報ファイル名

健康増進事業結果ファイル、健康増進事業対象者情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項、別表第一 76項 法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表111の項

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	〈情報照会事務〉 照会しない 〈情報提供事務〉 1.番号法 第19条第8号 別表第二 102項の2、139項 2.番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	湯前町役場 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	連絡先 湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1984 0966-43-4112						
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した							
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年	1月8日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年	1月8日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。		000至然沒口		・ ハッ 水 0 / 6 千 小山 // 6 6 年 人		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通し	じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシスティ	ムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	ර]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	る]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入手からの クなどを行い、人為的ミスカ		のプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人でのチェッ 5、対策を講じている。			

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 「一」全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、個人データを扱うシステム管理において、入退室の管理等、機器・装置の物理的安全管理措置や個人データ及びそれを取り扱うシステムへのアクセス制限等個人データに対する技術的な保護に対する措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		健康管理システム、番号連携サーバー、中間	①健康管理システム、②番号連携サーバー、		近山時知に旅る武功
令和7年6月30日	1. 1. ③	サーバー	③中間サーバー、④ガバメントクラウド、⑤EUC システム	事前	
令和7年6月30日	1. 1. ②	特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。①検診及び健康診断の結果の記録管理に関する事務②健康相談、訪問指導及びその他の保健指導に関する事務③健康づくり事業対象者の把握及び記録管理に関する事務	用等に関する法律(平成25年法律第27号。以	事前	
令和7年6月30日	1.3		(追加)・番号法第9条第1項 別表111の項	事前	
令和7年6月30日	1. 4. ②		(追加)139項	事前	
令和7年6月30日	2.1	令和4年1月31日 時点	令和7年1月8日 時点	事前	
令和7年6月30日	2.2	令和4年1月31日 時点	令和7年1月8日 時点	事前	
令和7年6月30日	4.8判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのブロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人	事前	
令和7年6月30日	4.11選択肢	〈空白〉	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事前	
令和7年6月30日	4.11判断の根拠		漏えい・滅失・毀損を防ぐために、個人データを 扱うシステム管理において、入退室の管理等、	事前	